

知名町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 知名町
事 業 名	: 公共下水道事業
改 定 日	: 令和 3 年 8 月 (策 定 日 : 平 成 29 年 1 月)
計 画 期 間	: 令和 3 年 度 ~ 令和 12 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和5年4月適用予定
処理区域内人口密度	19.4	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(知名処理区)		
処 理 場 数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・H18年度に、公共下水道事業の終末処理場を農業集落排水事業が共同利用する計画に変更し、経済性(建設費、維持管理費)の面から大幅なコスト削減が図られた。 ・公共下水道事業、農業集落排水事業とも面整備は完了しており、集合処理区域外は合併処理浄化槽事業にて整備している。 ・県はH30年6月に「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」策定のため検討会を設立。県内を7ブロックに分け、令和2年10月に奄美ブロック第1回目の作業部会が開催され、広域化・共同化メニューの選定に向けて取り組み中である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	共通	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)		
		550円	1 m ³ ～5 m ³ まで 33円	41 m ³ ～60 m ³ まで 165円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	共通		6 m ³ ～15 m ³ まで 132円	61 m ³ ～100 m ³ まで 176円	
			16 m ³ ～25 m ³ まで 143円	101 m ³ 以上 187円	
			26 m ³ ～40 m ³ まで 154円	—	
その他の使用料体系の 概要・考え方	無し				
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 4月1日	2,690 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,060 円
	令和元年度 4月1日	2,690 円		令和元年度	3,140 円
	令和元年度 10月1日	2,750 円		令和2年度	3,140 円
	令和2年度 4月1日	2,750 円			

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名 (職員1名、他の業務を兼務する職員1名、他の業務を兼務する会計年度任用職員1名)
事業運営組織	建設課職員9名 └公共下水道担当:3名(うち2名は兼務) └その他:6名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設管理業務、電気保安業務、水質検査業務、消防設備点検業務、汚泥処分業務、消費税確定申告業務を民間業者に委託。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

・知名町の公共下水道事業は施設整備が完了しており、支出において償還金が占める割合が大きい。近年、償還が落ち着いてきたため、企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して低い数値となっているが、令和3年度以降は施設の更新や耐震化を目的として再び企業債の発行が続くため、企業債残高の規模が増大していくと予想される。
 ・近年経費回収率は100%を維持しており、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っているが、今後人口減少及び節水機器の普及に伴い使用料の減収が続けば、将来100%を切ることも予想される。水洗化率向上や更なる費用の削減に取り組み、指標を維持できるよう努めなければならない。
 ・水洗化率が類似団体と比較して低い水準にある。下水道使用料収入の減少及び施設の更新費用増大に伴う住民生活への反動を可能な限り抑えるためにも、水洗化率向上の取り組みを強化していく必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

知名町公共下水道事業 事業計画書(計画期間:~R10.3.31)に基づき、R9年度(事業計画期間最終年度)及びR22年度(全体計画期間最終年度)の処理区域内人口予測を記す。
 R9(2027)年:1,980人・・・R9年度の予想行政人口約5,000人×下水道普及率39.5%＝約1,980人
 R22(2040)年:1,540人・・・R22年度の予想行政人口約3,900人×下水道普及率39.5%＝約1,540人
 (参考)R2(2020)年実績:2,248人・・・行政人口5,697人×下水道普及率39.5%＝2,250(実績と近似値)。
 ・予想行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「市町村別将来推計人口」(2018年推計)による予測。
 ・下水道普及率39.5%は、H30年度末時点の下水道普及率(行政人口に占める下水道処理人口の割合)を基にしているが、下水道の面整備は完了していることや、区域をまたぐ大規模な人口の移動は予想されないこと等から、この割合は今後も続くと予想されるため、R9・R22両年度とも、39.5%としている。

(2) 有収水量の予測

・近年の有収水量は、年度によって増減があるものの、H30年度を底に緩やかに回復している。しかし今後は、接続率が向上しても、人口そのものが減少し、節水機器の普及も重なるため、有収水量は緩やかに減少していくことが予想される。

(3) 使用料収入の見通し

・収水水量の予測にほぼ比例する。
近年の使用料収入は、年度によって増減があるものの、H30年度を底に緩やかに回復している。しかし今後は、接続率が向上しても、人口そのものが減少し、節水機器の普及も重なるため、使用料収入は緩やかに減少していくことが予想される。

(4) 施設の見通し

・処理場は、供用開始から22年が経過し、立地上塩害の影響も被ることから、機械・電気設備類(耐用年数約15年)を中心に耐用年数を超過し、更新時期が到来している。また、マンホールポンプ場についても、同様に機械・電気設備類が耐用年数を超過している。今後、R1～2年度にかけて策定した知名町公共下水道ストックマネジメント計画を基に、効率的な更新を行っていく。なお、管渠については耐用年数が50年とされているため、更新はまだ課題となっていない。
・施設の余力能力については、水洗化率の向上等により、今後施設利用率が現在の51%から71%程度まで増加する可能性があるが、人口減少や節水トイレの普及等の影響もあり、余裕のある状態も予想されるため、将来、施設能力の最適化の検討は必要と予測される。
・H30年度に実施した処理場耐震診断の結果、管理棟の耐震性能が確保されていないことが判明したため、耐震化を図る必要がある。

(5) 組織の見通し

・技能職員、技術職員については既に採用を行っていない。事務職員については、兼務を含め、現行の人数を維持することを想定している。
・組織の編成について、公共下水道事業(建設課)、農業集落排水事業(耕地課)、合併処理浄化槽(耕地課)の3事業共同で進めている公営企業会計への移行や、新庁舎移転に伴い、下水道関係または上下水道関係を一つの課にまとめる可能性がある。

3. 経営の基本方針

知名町の下水道事業は、生活環境の改善や海域等公共用水域の水質保全を図るとともに、豊かな自然環境及び住環境を守ることを基本方針として推進し、整備を実施した。下水道事業は、快適な住民生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスの提供を継続する必要があることから、次の項目を基本方針として取り組んでいく。

○暮らしやすい良好な生活環境の確保

知名町第6次総合振興計画におけるアクションプラン「暮らしやすい良好な生活環境の確保」を実践し、いつまでも暮らし続けたい環境の維持・整備という基本理念(ミッション)の達成に貢献する。

○下水道施設の老朽化対策

H24年度に1系施設の長寿命化計画を策定し、平成27年度に施設の更新・修繕を行った。その後、長寿命化支援制度は、下水道施設全体を一体的にとらえ事業全体の最適な改築更新を対象とするストックマネジメント支援制度に発展・移行し、知名町においてもR1～2年度にかけてストックマネジメント計画を策定した。今後はこの計画に沿って、ストックマネジメント支援制度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進める。

○処理場の耐震対策

地震災害に備え、耐震性能が不足している管理棟の耐震化工事を早期に実施する。

○下水道財政の経営基盤強化(持続可能な下水道サービスの提供)

急速な人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大に対し、経営基盤の強化を図るため、人口3万人未満の自治体はR5年度までに公営企業会計へ移行する必要がある。知名町においても、R2年度から下水道3事業(公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業)共同で取り組んでおり、R5年4月に、これまでの単式簿記会計(官庁会計)から複式簿記会計(公営企業会計)へ会計方式が切り替わる予定である。これにより下水道の資産や経営の状況を可視化し、より細やかな経営分析を基に下水道事業を持続していくための経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

○水洗化の促進

下水道事業経営の財源確保のため、水洗化の促進(接続率の向上)に取り組み、使用料の増収を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策への投資に対する目標 ・ストックマネジメントの導入により、投資の平準化、効率的な延命、維持管理費の削減を目指す。 ・耐震対策への投資に対する目標 ・処理場の耐震化率を100%にする。
-----	--

<p>投資の目標に関する事項 計画期間内に、処理場及びマンホールポンプ場の更新と管理棟の耐震化を予定している。</p> <p>管渠・処理場等の建設・更新に関する事項 面整備は既に完了しているため、新たな整備は行わず、ストックマネジメント支援制度を活用した既存施設の老朽化対策を進める。</p> <p>投資の平準化に関する事項 ストックマネジメント計画において、老朽化対策への投資が短期間に集中することを避け、極力平準化されるように更新スケジュールを作成した(ストックマネジメント第1期R3～R7においては、年あたり約6千万円)。また、ストックマネジメントの導入によるコスト削減効果は、導入しない場合に比べ、処理場・ポンプ場：約19億円/50年、管渠：約28億円/50年となっている。</p> <p>防災・安全対策に関する事項 管理棟の耐震性能が不足しているため、早期に耐震化工事を実施する。耐震化に係る費用は、設計から工事まで約4千万円を見込んでいます。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費回収率100%を維持し、一般会計からの繰入れを極力抑える。
-----	---------------------------------

<p>財源の目標に関する事項 使用料収入を確保し、使用料で賄うべき一般管理費や維持管理費は使用料で賄い、経費回収率100%を維持する。また、交付金や企業債の活用により、一般会計からの繰入れを極力抑える。</p> <p>使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 使用料収入は減少傾向になることが予想される。水洗化率の向上を図り、その減少幅を抑えたい。使用料の見直しに関しては、今回の経営戦略では予定していないが、将来的には検討する必要があると予想される。</p> <p>企業債に関する事項 建設改良費について、下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の1/2ずつ活用することを予定している。また、資本費平準化債を発行可能額分活用する。</p> <p>繰入金に関する事項 下水道事業に係る分流式下水道等に要する経費の基準内の繰入れとし、基準内繰入額で余剰金が出る年度は返還する(または将来基金積立を検討する)。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>職員給与費に関する事項 R3年度は予算ベースで算定し、以降も現行の体制を維持することを想定し、昇給により微増していくものとして算定した。</p> <p>動力費、薬品費、委託費に関する事項 原価が緩やかに上昇していくと考えられるため、R3年度は予算ベースで算定し、以降は微増していくものとして算定した。</p> <p>修繕費に関する事項 施設・設備の更新により、効果発現時期が到来すれば減少するが、更新工事期間の間にも耐用年数を超過する施設・設備が出てくるため、結果的に計画期間内においては増加が続くものとして算定した。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」(R4年度に策定予定)に基づき取り組む。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメントを第2期、第3期と続け、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	必要に応じて検討していく。
その他の取組	必要に応じて検討していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在経費回収率100%でも更新投資に回す余裕は無く、将来的に人口減少に伴う使用料の減収が予想される。公営企業会計移行により資産や経営の状況が明らかになれば、使用料の見直しを検討する必要が生じてくることも予想される。改定する場合は、公共下水道事業だけでなく農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業の経営状況も踏まえた慎重な検討と、十分な住民説明が必要と考えられる。
資産活用による収入増加の取組について	必要に応じて検討していく。
その他の取組	必要に応じて検討していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	必要に応じて検討していく。
職員給与費に関する事項	公営企業会計化及び新庁舎移転に伴い、課の人員の再編が考えられる。必要に応じて検討していく。
動力費に関する事項	更新が一定程度完了すれば、動力費の削減につながると考えられる。
薬品費に関する事項	必要に応じて検討していく。
修繕費に関する事項	更新が一定程度完了すれば、修繕費の削減につながると考えられる。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減や効率化に努める。
その他の取組	必要に応じて検討していく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、進捗管理(モニタリング)を行い、また、5年毎に見直し(ローリング)を行うことにより、「計画(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」のPDCAサイクルを効果的に回し、本経営戦略の更新を図る。 ・公営企業会計移行後は、投資・財政計画を法適用企業版(公営企業会計版)に更新する。 ・公共下水道事業計画における計画期間の延伸や、ストックマネジメントにおける改築実施計画期間の更新を行った時は、見直しを行う。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

鹿児島県 知名町

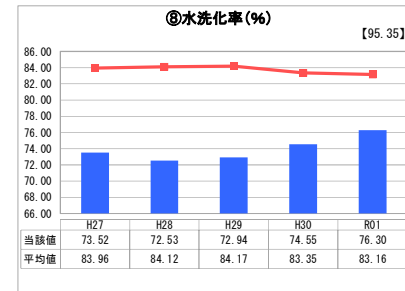
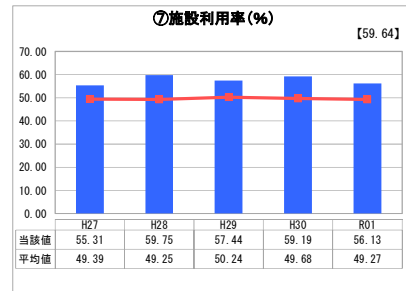
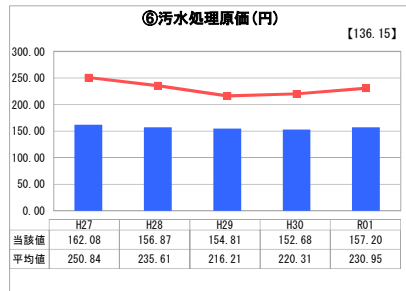
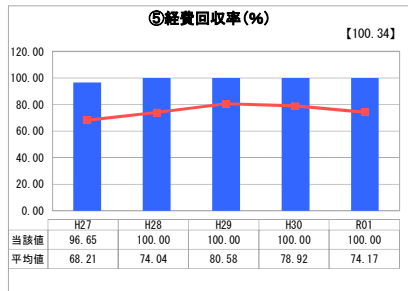
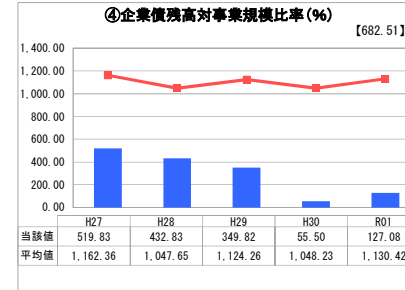
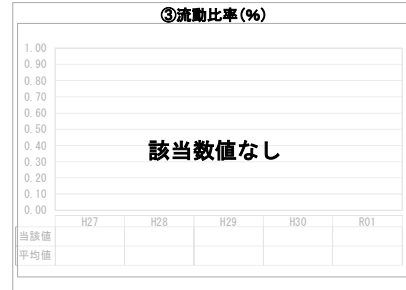
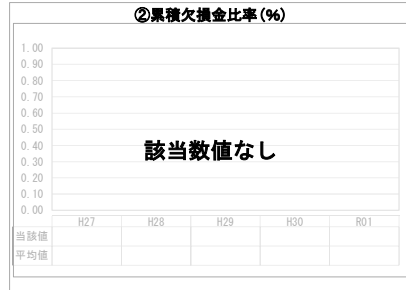
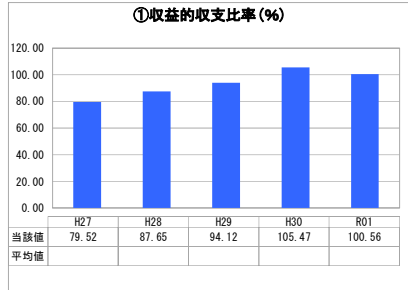
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	39.81	78.30	2,750

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,871	53.30	110.15
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,304	1.16	1,986.21

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率
100%を超えているが、起債償還額が低水準の変動に収まっている他、他会計繰入金での補填によるところが大きい。⑤の経費回収率が示すとおり下水道事業の採算は収支均衡の水準であり、他会計繰入金に依存しない自立した経営基盤の確立が必要である。

④企業債残高対事業規模比率
償還が落ち着いてきており、類似団体の平均と比較し低い数値となっているが、今後は施設の長寿命化（R3～）や耐震化を図るため企業債の発行が考えられる。その際は料金改定等を視野に入れた検討が必要である。

⑤経費回収率
100%を維持しており使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えているが、利益を更新投資に回す余裕はない。加えて、近年有収水量、使用料収入が顕著に減少傾向のため、水洗化率向上、適正な使用料収入の確保、更なる費用の削減に取り組み、指標の改善に努める。

⑥汚水処理原価
類似団体と比較しても低い推移である。有収水量が増えれば汚水処理原価は低くなると予測されるが、老朽化に対する更新費用が増えると高くなるため、楽観視できない。

⑦施設利用率
類似団体と比較して高い状況ではあるが、今後汚水処理人口の減少や節水機器の普及等に伴う処理水量の減少が見込まれるため、施設能力が過剰とならないように注視する必要がある。

⑧水洗化率
近年伸びつつあるものの、水洗化率の伸びを上回るペースで、有収水量や使用料収入が減少しているため、早期の100%達成に向け、戸別訪問等の水洗化率向上に向けた取り組みが必要である。

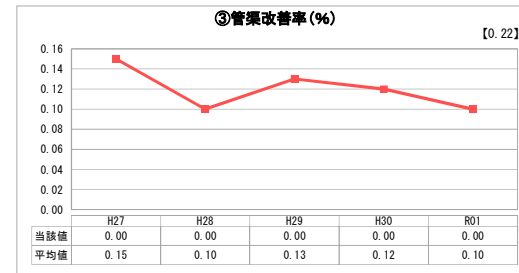
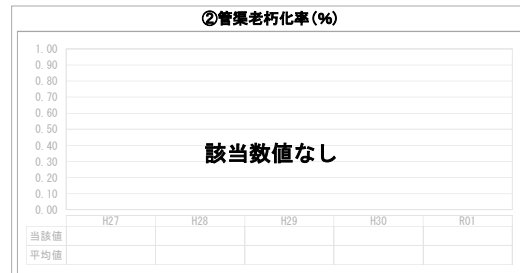
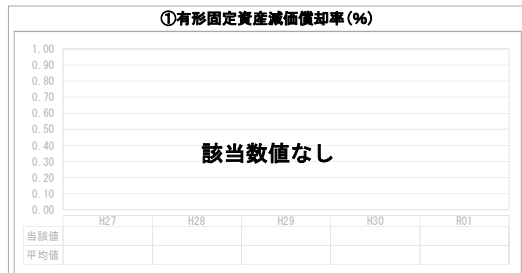
2. 老朽化の状況について

③管渠改善率
本町の管渠は現時点で耐用年数を超えるものはないが、ストックマネジメント計画に沿って順次点検を行い、健全性の低い箇所から計画的・効率的に改善することで、更新時期の集中を避け、改築にかかるコストの縮減を図る必要がある。

全体総括

今後は、処理区域内人口の減少が見込まれるなか、経費回収率の増・汚水処理原価の減になるように、未接続世帯の接続を計画的に推進する。また、維持管理費の更なる抑制に努めながら、ストックマネジメント計画や経営戦略を活用し、中長期的な財政計画を立て、効率的に施設の更新を図る。また、令和5年度の地方公営企業法の適用を目指し、経営基盤の強化に繋げる。

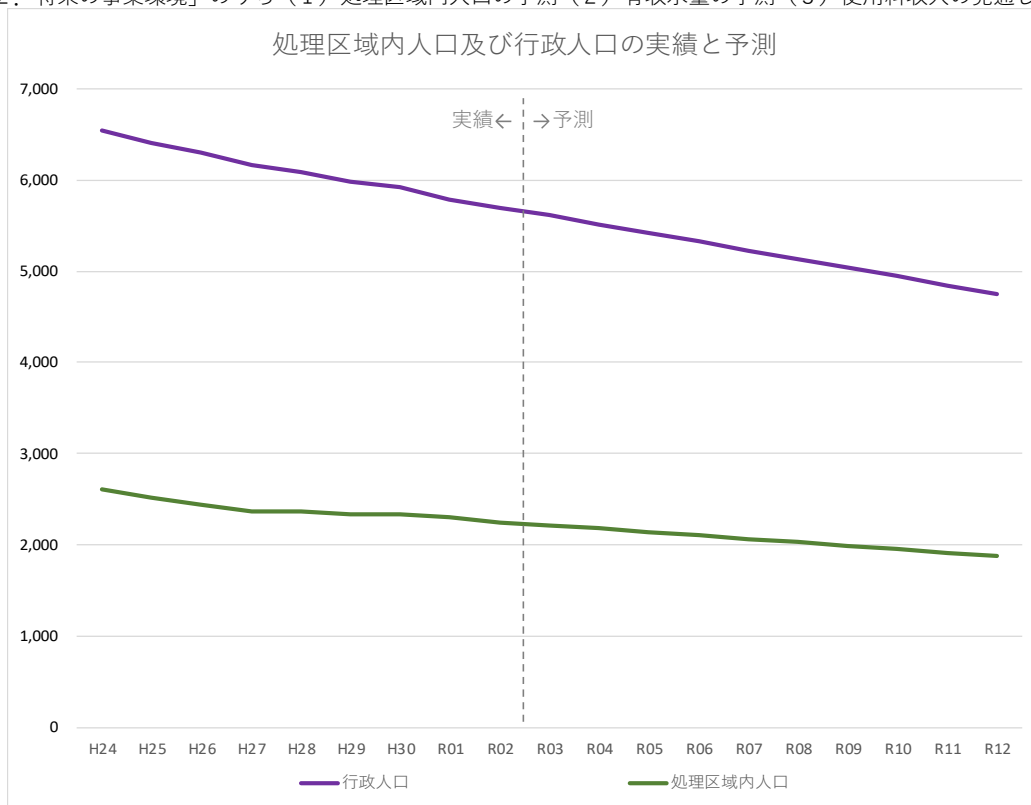
2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

【資料】処理区域内人口、行政人口、有収水量及び使用料収入の実績と予測(H24～R12年度)

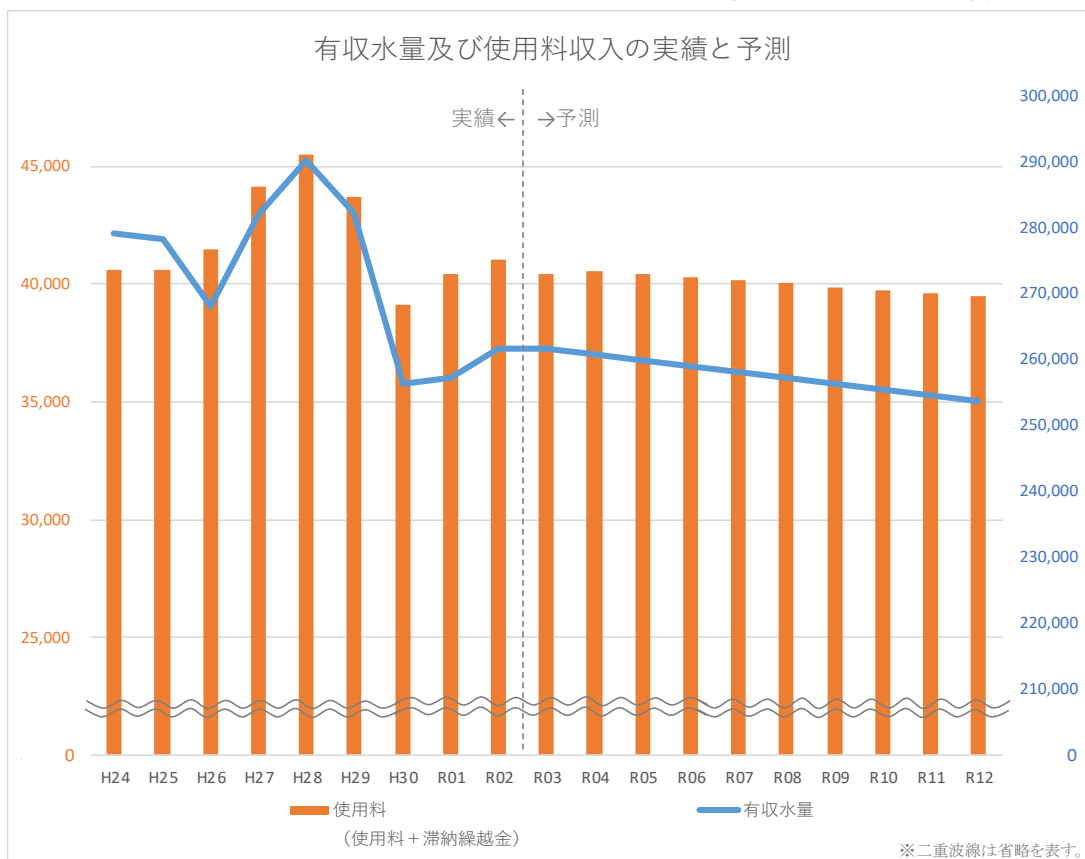
(「2. 将来の事業環境」のうち(1)処理区域内人口の予測(2)有収水量の予測(3)使用料収入の見通しをグラフ化したもの。)



・行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所のH30年推計による。

・処理区域内人口のR3年度以降は、各年度において行政人口の39.5%と予測。

(39.5%＝R2における下水道普及率(行政人口に占める下水道処理人口(接続可能人口)の割合)で、将来も変わらないと仮定。)



・有収水量及び使用料収入のR3年度は予算ベース。R4年度以降は、各年度において概ね前年度の99.66%と予測。

(99.66%＝H27～R1の5ヵ年における接続人口の平均伸び率。)

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益	収益的 収入	1 総 収 益 (A)		130,237	127,005	129,834	125,887	124,606	125,512	118,897	118,052	109,245	100,397	74,173	68,217
		(1) 営 業 収 益 (B)		40,662	41,152	40,527	40,710	40,573	40,436	40,299	40,163	40,028	39,893	39,758	39,624
		ア 料 金 収 入		40,446	41,023	40,446	40,568	40,431	40,294	40,157	40,021	39,886	39,751	39,616	39,482
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他		216	129	81	142	142	142	142	142	142	142	142	142
		(2) 営 業 外 収 益		89,575	85,853	89,307	85,177	84,033	85,076	78,598	77,889	69,217	60,504	34,415	28,593
		ア 他 会 計 繰 入 金		89,575	85,774	89,304	85,174	84,030	85,073	78,595	77,886	69,214	60,501	34,412	28,590
	イ そ の 他			79	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)		45,810	43,383	45,450	44,835	45,191	45,637	46,211	46,943	47,823	48,963	50,437	52,133
		(1) 営 業 費 用		33,367	32,208	35,291	35,956	37,403	38,921	40,513	42,182	43,934	45,771	47,698	49,720
		ア 職 員 給 与 費		5,484	7,160	7,753	7,792	7,831	7,870	7,909	7,949	7,989	8,028	8,069	8,109
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他		27,883	25,048	27,538	28,164	29,572	31,051	32,604	34,234	35,945	37,743	39,630	41,611
		(2) 営 業 外 費 用		12,443	11,175	10,159	8,879	7,788	6,716	5,698	4,761	3,889	3,191	2,739	2,413
ア 支 払 利 息			11,624	10,153	9,075	7,799	6,711	5,643	4,629	3,695	2,827	2,133	1,684	1,362	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他		819	1,022	1,084	1,080	1,077	1,073	1,069	1,066	1,062	1,058	1,055	1,051		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		84,427	83,622	84,384	81,052	79,415	79,875	72,686	71,109	61,422	51,434	23,736	16,084		
資 本 的 収 支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		14,075	11,937	36,801	83,500	79,800	93,700	65,200	5,900	11,900	21,900	42,100	43,100
		(1) 地 方 債			5,900	21,100	44,750	39,300	45,900	31,650	2,000	5,000	10,000	30,200	31,200
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債			3,200	3,000	3,500							20,200	21,200
		(2) 他 会 計 補 助 金			2,117										
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		11,825	2,000	13,800	36,850	38,600	45,900	31,650	2,000	5,000	10,000	10,000	10,000
		(6) 工 事 負 担 金		2,250	1,920	1,901	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	(7) そ の 他														
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)		107,363	93,506	124,302	162,507	160,470	175,530	138,841	74,964	74,277	71,289	63,791	57,139
		(1) 建 設 改 良 費		23,650	6,817	37,002	78,100	77,200	91,800	63,300	4,000	10,000	20,000	20,000	20,000
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		83,708	86,689	87,300	84,407	83,270	83,730	75,541	70,964	64,277	51,289	43,791	37,139
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他		5													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 93,288	△ 81,569	△ 87,501	△ 79,007	△ 80,670	△ 81,830	△ 73,641	△ 69,064	△ 62,377	△ 49,389	△ 21,691	△ 14,039		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 8,861	2,053	△ 3,117	2,045	△ 1,255	△ 1,955	△ 955	2,045	△ 955	2,045	2,045	2,045
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	13,000	4,139	6,192	3,075	5,120	3,865	1,910	955	3,000	2,045	2,045	4,090
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,139	6,192	3,075	5,120	3,865	1,910	955	3,000	2,045	4,090	4,090	6,135
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		4,510										
実 質 収 支	黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)	4,139	1,682	3,075	5,120	3,865	1,910	955	3,000	2,045	4,090	4,090	6,135
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	101	98	98	97	97	97	98	100	97	100	79	76
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	40,662	41,152	40,527	40,710	40,573	40,436	40,299	40,163	40,028	39,893	39,758	39,624
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	787,308	706,519	640,505	600,848	556,878	519,048	475,157	406,193	346,916	305,627	292,036	286,097

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支分		89,575	85,774	89,304	85,174	84,030	85,073	78,595	77,886	69,214	60,501	34,412	28,590
	うち基準内繰入金	89,072	85,774	89,304	85,174	84,030	85,073	78,595	77,886	69,214	60,501	34,412	28,590
	うち基準外繰入金	503											
資本的収支分			2,117										
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金		2,117										
合 計		89,575	87,891	89,304	85,174	84,030	85,073	78,595	77,886	69,214	60,501	34,412	28,590